

秋の交渉スタート

放課後ルーム部会では、10月3日に地域子育て支援課長宛てに「秋季要求書」を提出しました。

組合の「秋季年末要求書」も9月27日に提出しています。

欠員の補充や配置基準の変更に伴う人員の確保ができるよう、取り組みます。交渉への参加やご協力をお願いします。

来々年4月以降に反映される「地域手当8%」の勧告ですが、現在12%の地域手当を段階的とはいうものの、4%も下げるといっています。

本来「地域手当」は、「民間賃金の高い地域に勤務する職員に支

○人事院勧告が出ました

国家公務員に向けた勧告ではありませんが、地方公務員もこれにならうことが多い勧告です。

今年の4月に遡って支給される給与改定(一時金も含む)は、若年層は大幅な賃上げとなつていきます。ただ、40歳代以降の上昇幅は小さくなつていきます。物価高騰に追いつかない賃上げについては、不満をぶつけたかと思ひます。

保育園連絡会より

2024年10月17日(木)

695号

船橋市職労福祉支部

発行責任者 村上はつみ



給」する手当です。船橋市の民間企業が昨年より4%も賃金が下がっているとは思いません。

また、地域手当が下がることは、退職金や年金にも影響のあるものです。

若い人たちも、いったんは給与が上がるものの来年度から下がるのは、モチベーションも下がりますよね。

会計年度任用職員の皆さんにも影響があることです。

引き下げを阻止していきましよう！

○「台数が少ない」

5年契約で台数も決まっているので、園の中でうまく回したり、園全体でうまく回したりして使ってくださいと課から話がありました。

「電波が弱い」

「ドトモンに入れない」

近々、手立てをとる園もあるようですが、どこでもサクサクできないようになるかというところ、そうでもない可能性はあるそうです。携帯電話と同じなので、入りやすい場所を見つけて下さいとのことでした。



放課後ルーム部会が地域子育て支援課長宛てに提出した「秋季要求書」

地域子育て支援課長 齊藤 正宏 様

船市職第47号
令和6年10月3日
船橋市役所職員労働組合 福祉施設支部
支部長 村上 はつみ

放課後ルーム職場秋季要求書

日頃より、放課後ルームで働く職員の労働環境の改善に特段のご配慮を賜り、感謝申し上げます。
放課後ルーム事業も25年目を迎え、保護者の就労と子どもたちの生活を支える大きな役割を果たしています。入所児童数も増加しており、待機児童も増加の一途を辿っています。
しかし、ニーズの高まりとは裏腹に、職員不足は一向に解消せず、子どもたちの生活づくりに大いに影響を与えています。職員不足の解消を喫緊の最重要課題としてからのくらい経つでしょうか。
昨年度は出勤手当について満額回答をいただき、年収としては増額されましたが、職員不足（特に主任支援員・支援員）の解消に繋がったという実感はありません。また、補助員Dや補助員Eだけでなく、補助員Fのような少ない時間数や日数の働き方が増加することで職員数だけが増加し、運賃の買紙下や支援員及び補助員A-Bへの負担感が増していることは問題です。こうした状況をふまえて、職員が安心して長く働き続けられる労働環境を確立するために、下記の要求をいたします。
なお、10月17日(木)までに文書にて回答をお願いいたします。

記

1. 放課後ルーム支援員・補助員の欠員状態を解消するために原因を分析し、技術的な対策を講じること。また、その分析と対策の内容を示すこと。
2. 臨時非常勤評議会との交渉(令和4年5月26日)の確認書にあるように、職員課、地域子育て支援課、組合(放課後ルーム部会)による欠員問題をはじめとする様々な課題に対する三者協議を継続していくこと。
3. 待機児童対策について、昨年度交渉と懸念を重ねた経緯、令和6年3月15日付で確認事項を取り交わしていることから、現場と協議をしながら進めること。
4. 労働条件について
① 放課後ルーム主任支援員・支援員についてフルタイム会計年度任用職員とすること。
② 補助員A・Bの時間単価を引き上げること。また、4月選及を行うこと。
③ 放課後ルーム主任支援員・支援員の時間単価を引き上げること。また、4月選及を行うこと。

- ④ 放課後ルーム主任支援員・支援員の単価が位置づけられている号給を引き上げること。
- ⑤ 放課後ルームで働く全ての職種で上限の号給を引き上げること。
- ⑥ 有資格の常勤職員をルームの責任者として配置すること。
- ⑦ 病気休暇の日数を増やすこと。また、感染症の病気休暇と別枠とし、取得しやすくするよう改善を図ること。

5. 児童の定員について

- ① 現在の2割増入所を廃止し、定員を上限とすること。
- ② 児童数や職員数などを理由に施設を閉鎖する場合は、その閉鎖する施設分の児童数は定員に含まないこと。
- ③ いまだに児童一人当たり1.5㎡で定員が設定されているルームを児童一人当たり1.65㎡で見直しをすること。また、台所、トイレ、ロッカー、廊下、玄関、階段等を除いたスペースで定員設定すること。
- ④ 職員配置基準に満たないルームについては、安全確保の観点から以後の児童の入所を許可しないこと。

6. 職員配置について

- ① 児童の安全を確保するために、配置基準を遵守すること。特に大規模ルームに関しては職員不足の運営が児童の利益とならないよう配置基準の遵守すること。またそれができない場合は、応援体制を確立すること。
- ② すべてのルームに放課後ルーム支援員3人配置を優先させること。
- ③ 職員不足が解消されない限り、無理な増設により人員を割かないこと。
- ④ 近年、三季パートの出勤日数が少ない現状があることから、三季パート補助員の採用数や出勤日数を分析し、必要に応じて複数名採用により、毎日必要数が配置されるような体制を組むこと。
- ⑤ 放課後ルーム支援員・補助員の欠員が生じた場合、児童数の増加で増員が必要となった場合、及び障がい児加配など、各ルームの状況に応じた対応ができるよう、事故対応要員を確保すること。

7. 施設・備品について

- ① 職員の確保ができなければ、増設をしないこと。
- ② 増設・新設する場合は、独立専用室とすること。
- ③ 職員人数の多いルームから順次パソコンを増設すること。
- ④ 以下の設備、備品を全ルームに配置すること。また備品に関して現場の意見を聞くこと。
1) 携帯電話 2) 備品を収納する倉庫 3) ヘルメット 4) 定員児童分の靴箱、ロッカー
5) 倉庫 6) 外灯 7) 職員人数分の専用ロッカー 8) 非常口、避難経路の確保
- ⑤ 20年以上経過している施設も多いので、各ルームを点検し必要に応じて改修、修繕をすること。
- ⑥ 自転車を各ルームに配置すること。(児童ホーム・図書館利用などのため)

8. 運営について

- ① 八栄放課後ルームについて、職員体制を確保すること。また児童一人当たりの面積を新基準に変更すること。
- ② 放課後ルームの公設公営を継続すること。人員不足や待機児童を理由にやめないこと。
- ③ 放課後ルーム事業(学童保育)と船っ子教室(全児童対策)はそもそも別事業であり、対象児童が小学生という共通点と人員不足という理由での一体化の検討はしないこと。
- ④ 今後も随時採用を続けていくから、新採職員の受け入れに関して、研修もしくはマニュアルの作成をするなど受け入れ側の体制を改善すること。
- ⑤ 登退所システムに関して、新システムの導入を検討しているのであれば、現行システムの使いづらさや仕様の改善のため現場の意見を聞くこと。また、新システム導入に関しては徹底して職員の研修をし、現場で誰もが使える環境を整えること。
- ⑥ 主任支援員の役割・仕事内容について明確にすること。また、全職員にその周知を行うこと。
- ⑦ 経験年数に応じた研修(特に1年目～3年目)を企画すること。また、研修回数を増やし、内容の充実を図ること。また、新しく入った支援員・補助員についても研修を行うこと。
- ⑧ 今後も必要に応じて学校施設を借りられるように各ルームの学校施設の使用状況を把握し、継続して使用できる環境整備に努めること。
- ⑨ 支援員の採用面接は、職員課、地域子育て支援課の職員だけでなく、現場を把握した職員(園長など)も同席して実施すること。適性検査を実施するなど、慎重に採用をすること。
- ⑩ 施設数も増加してきていることから、巡回指導員を増員し、障がい児の問題だけでなくすべての児童についていつでも相談できるシステムを確立すること。
- ⑪ 地域子育て支援課の職員は、年に一回以上各ルームを訪問し、現場職員との円滑な運営に努めること。
- ⑫ おやつ等の運用のあり方について、支援員を含めた検討する場を設けること。
- ⑬ 停電などで常設電話が使用不可の緊急時に、地域子育て支援課を通してではなく、各ルームと保護者が直接連絡を取れるような対策を講ずること。
- ⑭ 船っ子教室との連携を深めるために、運営委員会の実態を把握し、その把握内容を説明すること。

以上

<組合定期大会>

11月13日(水)17:45～

市役所大会議室

職場から代議員を送ってください!

<組合役員選挙>

○職場まわりしている職場の方

11月7日の職場まわりの時に

連絡袋に入れて提出して下さい

○郵送されている職場の方

11月6日までに投函して下さい